明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**外務**三）　一

〔告　示〕
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一七一）　一三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一七二）　一四
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九七～一〇一）　一六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三四）　一七
○道路に関する件（**中部地方整備局**二六）
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一二～一四）
○道路に関する件（**四国地方整備局**一五）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係　吾
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○外務省令第三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月五日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。